

木造建築物接合部性能証明  
申 込 要 領

一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評定センター 性能評定課

## 1. はじめに

平成12年建設省告示第1460号（以下「告示1460号」という。）において、木造の筋かい端部における仕口並びに壁を設け又は筋かいを入れた並びに軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口の仕様が定められています。また、同年に施行の「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「品確法」という。）は、建築基準法に性能的な上乘せを行った基準を設け、構造上問題の生じやすい部位について接合部倍率という概念を導入し接合部の継手及び仕口の仕様規定を定めて、一定以上の接合強度の確保を要求しています。さらに、平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号において、枠組壁工法の接合部の仕様が規定されています。

これらの規定においては仕様規定されている接合方法以外の継手及び仕口の構造方法について、構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられる場合には認める規定が定められており、建築確認及び住宅性能評価において、その安全性の判断は建築主事や住宅性能評価員等に委ねられています。しかしながら、申請者から提出された資料だけではその技術的判断が困難であることも多く、その判断をよりの確にする為にも、学識経験者等を有する第三者機関による接合部の性能証明が要請されています。

このような要請に応えるべく、一般財団法人 日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）では木造建築物の接合部について、学識経験者で構成する委員会によりその性能証明を行います。

## 2. 証明の方法等

### 1. 証明の対象

本証明の対象は接合金物等を使用した木造建築物の継手及び仕口（接合部）の構造方法とします。

### 2. 証明の内容

申込者の提案する木造建築物接合部について、その接合部が有する耐力を証明します。

### 3. 性能証明された接合部の使用について

本性能証明は、本法人が任意に行う性能証明事業であり、その接合部の構造方法の使用については、建築主事等、確認検査機関、あるいは住宅性能評価機関等の判断が必要です。

### 4. 証明方法

申込者から提出された資料及び本法人制定の「木造建築物接合部の試験方法及び評価方法」等に従って性能の証明を行います。

### 5 審査委員会

木質構造性能評価委員会

### 6. 申込みの分類

本証明は、接合部の構造方法の種類ごとに1つの申込みが必要です。また1つの申込み毎に原則として本法人による試験が必要です。

## 2. 申込みから証明書発行までの流れ

### ①問合せ

#### ○事前打合せ、申込み受付、手続きに関する問合わせ

事務局：建築確認評価センター 性能評価課

TEL：06（6966）7600（代）／FAX：06（6966）7680

#### ○技術的内容のお問合せ、具体的な試験の内容、試験体の製作、搬入、試験の実施日程等に関する問合わせ

試験室：試験研究センター 構造試験室

TEL：06（6834）7913／FAX：06（6834）1230

<p>②事前打合せ</p>	<p>事務局と以下の内容について事前に打合せを行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①証明申込み内容</li> <li>②試験日程</li> <li>③試験体の製作及び搬入・搬出方法</li> </ul> <p>・提出図書の内容 本要領並びに木造建築物接合部証明用提出図書作成要領をご参照下さい。</p> <p>・証明における留意事項 証明に際しては以下の規程等をよくお読みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本要領</li> <li>②木造建築物接合部性能証明事業 業務規程</li> <li>③木造建築物接合部性能証明事業 業務約款</li> <li>④木造建築物接合部性能証明事業 料金規程</li> <li>⑤木造建築物接合部証明用提出図書作成要領</li> <li>⑥木造建築物接合部の試験方法及び評価方法</li> </ul>
<p>③委員会での審査 申請図書の提出 (受付・契約)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出先 建築確認評定センター 性能評定課 (〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号 大阪U2ビル5階)</li> <li>・提出図書 <ul style="list-style-type: none"> <li>①性能証明申込書…………… 1部</li> <li>②性能証明用提出図書(申込用)…………… 2部 (別途電子データもご提出ください)</li> </ul> </li> </ul> <p>1. 受付委員会におけるヒアリング 原則、受付委員会でヒアリングを行います。ヒアリングの要否、日時、必要資料については事務局より連絡致します。 受付委員会では、提出図書の内容について確認を行い、不備がないときは申込を受付けます。不備がある場合は指定する日までに修正をしていただき、再提出をお願いいたします。また、ヒアリングで指摘された内容を「指摘事項回答書」に記録し回答を記載したうえで事務局に提出して下さい。</p> <p>2. 受付 受付後、受諾書及び請求書を発行いたします。受諾書には料金、業務期日が記載されていますのでご確認下さい。また、請求書に記載された支払期日までに指定の銀行口座に手数料をお振り込みください。 なお、本料金には、性能証明のための試験費用、試験体の製作及び搬入・搬出費用は含まれていません。</p>
<p>④委員会での審査 (報告)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 委員会での審査(報告) 受付委員会で指摘された内容を修正した性能証明用提出図書(委員会版)を事前に電子データPDFにて提出して下さい。</li> <li>2. 審査結果の連絡 審査結果は、事務局より申込者へ文書にて連絡します。また、委員会での指摘及び検討事項も併せて連絡いたします。委員会での検討事項がある場合は、再度委員会にて審査する場合があります。</li> </ul>
<p>⑤性能証明書の発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 性能証明用提出図書(最終版)の整備 委員会での指摘事項及び検討事項の回答書およびそれらを反映させた性能証明用提出図書(最終版)1部及び本申込用を実施した試験報告書を提出して下さい。</li> <li>2. 性能証明書の発行 上述の内容を確認したうえで、性能証明書を発行します。</li> </ul>